



調達号外第587号

令和2年1月17日

発行所

広島市役所

(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

入札

○吉島地区下水道築造31-1号工事について……………1

落札等

○落札者等の公告（広島市電子調達システムに係る機器設備等提供及び運用管理業務ほか1件）について……………5

資格

○令和2年度における広島市及び広島市水道局が発注する物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（施設維持管理業務及び建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供に係る競争入札参加資格等……………6

○令和2年度における広島市及び広島市水道局が発注する施設維持管理業務に係る競争入札参加資格等……………8

その他

○苦情処理に関する公表……………12

入札

入札公告

令和2年1月17日

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により工事の請負に係る契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第6条及び物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 工事概要

(1) 工事名

吉島地区下水道築造31-1号工事

(2) 工事場所

中区吉島西三丁目ほか8町

(3) 工事内容

公共下水道の管渠布設工事

シールド工法による管渠布設工事

内径3,000ミリメートル（セグメント外径3,800

ミリメートル）

施工延長 約1,100メートル

中大口径管推進工法による管渠布設工事

内径1,100～1,350ミリメートル

施工延長 約47メートル

マンホール工 8か所

立坑工 9か所

付帯工、仮設工 一式

詳細は、設計図、仕様書等（以下「設計図等」という。）のとおり。

(4) 工期

契約締結の日から令和5年3月24日まで

(5) 使用する主要な資機材

ア スチールセグメント（外径3,800ミリメートル、幅1.2メートル） 816組

イ スチールセグメント（外径3,800ミリメートル、幅0.3メートル） 295組

(6) 予定価格

落札決定後に公表

(7) 調査基準価格

落札決定後に公表

(8) 入札区分

本件工事は、広島市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、入札説明書に定める方法により、所定の入札書を持参又は郵送（配達証明付書留郵便）し、入札することができる。

なお、電子入札システムに関する手続については、広島市電子入札システム等利用規約及び広島市電子入札運用基準に従うものとし、これらに反する入札は無効とする。

(9) その他

ア 本件工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の試行工事である。

イ 本件工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられる工事である。

2 競争入札参加資格

次の(1)から(4)までに掲げる条件を全て満たしている者2者又は3者で自主結成の方法により構成されている共同企業体であって、本市から本件工事に関する共同企業体として後記3(6)の確認を受けた者であること。

(1) 共同企業体の各構成員の共通資格条件

ア 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第2条の規定に該当しない者であるこ

と。

イ 平成 3 1 ・ 令和 2 年度広島市建設工事競争入札参加資格者として、工事の種類が土木一式工事で認定されている者であること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島市長が別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

当該資格を有していない者で、本件入札に参加を希望するものは、後記 6 (4) のとおり当該資格の認定を受けていなければならない。

ウ 次のいずれにも該当しない者であること。

(7) 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）

(4) 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者

(6) 建築基準法、宅地造成等規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令等に違反し、本市から当該法令等違反に対する改善の指導・命令等を受け、当該法令等違反の理由により広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止措置を受けた者で、当該違反事項の改善がなされていないもの。

エ 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）又は広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

オ 広島市税を滞納していない者であること。

カ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

キ 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入義務の履行及び納付義務の履行を確認できる者であること（ただし、各保険への加入義務の適用を受けない者は除く。）。

詳細は、広島市のホームページ (<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のトップページの「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」→「入札契約制度の概要」→「工事」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。

ク 広島市建設工事競争入札取扱要綱第 2 8 条第 3 号イからオまで及び第 5 号アの規定により選定できない者でないこと。

ケ 一般競争入札参加資格確認申請書（添付書類を含む。）及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出日において、1 年 7 か月以内の日を審査基準日とする建設業法第 2 7 条の 2 7 及び第 2 7 条の 2 9 の規定による経営規模等評価結果通知

書・総合評定値通知書の写しを提出できる者であること。

コ 本件工事に係る設計業務の受託者（㈱イミプラン）又は当該受託者と資本的関係若しくは人的関係がある者でないこと。

サ 落札決定した後、契約を締結することができる者であること。

シ 現場代理人を本件工事現場に常駐させることができる者であること。現場代理人は申請書等の提出日において、当該構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係があるものを配置できること。なお、現場代理人と技術者は、兼ねることができる。

(2) 共同企業体の代表者の資格条件

ア 申請書等の提出日において、1 年 7 か月以内の日を審査基準日とする建設業法第 2 7 条の 2 7 及び第 2 7 条の 2 9 の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の土木一式工事の総合評定値が 1, 2 0 0 点以上の者であること。

イ 平成 1 6 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引渡しが完了した、次の工事の施工実績を有すること。

・ シールドトンネルの施工を有する工事

※ シールドトンネルの実績は、トンネル本体のものとし、一次覆工の実績とする。なお、ミニシールド工法は認めるが、セミシールド工法は認めない。

ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が 2 0 パーセント以上のものに限る。

ウ 本件工事に配置する技術者

(7) 技術者は、前記イの工事と同じ施工経験を有していること。

ただし、工事完了年月日、工事の規模などの数値は求めない。

(4) 全ての構成員に本件工事に対応する土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を配置させることができること。ただし、技術者は、建設業法第 2 6 条第 1 項から第 4 項までに規定する者とする。

なお、監理技術者を配置するときは、共同企業体の代表者は必ず監理技術者を配置できること。

(6) 技術者は、申請書等の提出日において、共同企業体の代表者となる者と直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書等の提出日以前 3 か月以上の雇用期間が必要）がある者を専任で配置できること。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員（1 者又は 2 者とする。）の資格条件

ア 申請書等の提出日において、1 年 7 か月以内の日を審査基準日とする建設業法第 2 7 条の 2 7 及び第 2 7 条の 2 9 の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の土木一式工事の総合評定値が 9 0 0 点以上の者であること。

イ 平成 1 6 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引渡しが完了した、次の工事の施工実績を有すること。

・ シールドトンネル又は管渠推進（中大口径管推進工法に限る。）の施工を有する工事

※ シールドトンネルの実績は、トンネル本体のものとし、一次覆工の実績とする。なお、ミニシールド工法は認めるが、セミシールド工法は認めない。

※ シールドトンネルのほか、管渠推進（中大口径管推進工法に限る。）でもよい。なお、中大口径管推進工法の実績は、刃口推進又はセミシールド工法の実績とする。

ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合

が20パーセント以上のものに限る。

ウ 本件工事に配置する技術者

(7) 技術者は、前記イの工事と同じ施工経験を有していること。
 なお、下水道本管（中大口径管推進工法に限らない。）の施工を有する工事の施工経験でもよいものとする。ただし、工事完了年月日、工事の規模などの数値は求めない。

(4) 全ての構成員が本件工事に対応する土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を配置できること。ただし、技術者は、建設業法第26条第1項から第4項までに規定する者とする。

(7) 技術者は、申請書等の提出日において、構成員となる者と直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書等の提出日以前3か月以上の雇用期間が必要）がある者を専任で配置できること。

(4) 共同企業体の構成員の出資割合等

各構成員の出資割合は、次のとおりとする。

ア 構成員が2者の場合は、1者につき30パーセント以上とする。

イ 構成員が3者の場合は、1者につき20パーセント以上とする。

ウ 代表者の出資割合は、他の構成員の出資割合を下回ってはならない。

※ なお、同一の者が複数の共同企業体の構成員として入札に参加することはできない。

3 入札手続等

(1) 担当部局（契約担当課）

〒730-8586
 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
 広島市財政局契約部工事契約課（本庁舎15階）
 電話 082-504-2280（直通）

(2) 入札説明書の交付

広島市のホームページ（<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「カテゴリ検索 入札・見積り情報」→「工事 一般競争入札 [WTO]」からダウンロードできる。また、前記(1)の契約担当課においても交付する（広島市の休日（広島市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）。

(3) 設計図等及び質疑に対する回答書の閲覧及び交付等

ア 設計図等の閲覧及び交付の期間

入札公告の日から令和2年2月27日（木）までの日（広島市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（ただし、最終日は午後4時までとする。）

イ 設計図等の閲覧及び交付の方法

前記(2)に記載のアドレスから「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「受注者用機能」→「ログイン画面へ」→「広島市調達情報公開システム（受注者用機能）」へ画面を展開させ、業者番号（5桁）及びパスワードを入力してログインの上、「入札・見積り情報」からダウンロードする。

設計図等を閲覧・交付する際には、「ダウンロード確認票」に記載のダウンロードパスワードを入力する必要がある。発行

された「ダウンロード確認票」は、申請書等に添付して提出する必要がある。

「ダウンロード確認票」の発行は、前記アに示す期間に限るため、紛失しないように保管しておくこと。

また、後記カの工事担当課においても閲覧することができる。
 なお、電子入札システムによる入札ができない者は、後記カの工事担当課において閲覧及び交付を行う。

ウ 設計図等に対する質疑の提出期間及び提出方法

入札公告の日から令和2年2月12日（水）までの間（広島市の休日を除く。）に、共同企業体の名称又は会社名及び代表者名を記入し、代表者印を押印した上で、文書（A4サイズ・書式自由）により、後記カの工事担当課へ提出しなければならない。

なお、質疑書は持参することとし、郵送又は電送による提出は認めない。

エ 電子入札システム等による回答書の閲覧及び交付の期間

令和2年2月18日（火）から同年2月27日（木）までの日（広島市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（ただし、最終日は午後4時までとする。）

オ 質疑・回答の閲覧及び交付の方法

前記イによりダウンロードできる。
 また、後記カの工事担当課においても閲覧及び交付を行う。
 なお、電子入札システムによる入札ができない者に対して、希望があれば後記カの工事担当課においてファックスにより交付する。

カ 閲覧及び交付の場所（工事担当課）

〒730-8586
 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
 広島市下水道局施設部管路課（本庁舎13階）
 電話 082-504-2421（直通）

(4) 共同企業体登録番号交付申請書の提出

電子入札システムにより入札に参加を希望する共同企業体は、令和2年1月29日（水）までに共同企業体登録番号交付申請書を前記(1)の契約担当課へ郵送（配達証明付書留郵便）により提出すること（持参又は郵送により入札する者はこの申請の必要はない。）。

なお、申請に基づき交付された共同企業体登録番号（業者番号）を用いて、電子入札システムにより入札参加申請及び入札の手続を行うこと。

(5) 申請書等の提出期間及び場所等

本件入札に参加を希望する者は、次に従い、申請書等を提出しなければならない。

なお、共同企業体競争入札参加資格申請書及び添付書類を添付しなければならない。

ア 期間

入札公告の日から令和2年2月4日（火）までの日（広島市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 場所

前記(1)の契約担当課と同じ。

ウ 方法

後記(7)アに記載するいずれの入札方法においても、申請書等

は持参することとし、郵送又は電送による提出は認めない。また、後記(7)ア(7)に記載する電子入札システムによる入札をする者は、「参加資格確認申請受付票」を申請書等に添付すること。

(6) 競争入札参加資格の確認

申請書等を提出した共同企業体について、競争入札参加資格の有無を確認し、その結果を共同企業体の代表者に対して、令和 2 年 2 月 1 2 日（水）（予定）に、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

(7) 入札及び開札の日時等

ア 入札

(7) 電子入札システムによる入札

令和 2 年 2 月 2 6 日（水）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで又は同月 2 7 日（木）の午前 8 時 3 0 分から午後 4 時まで、入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）を電子入札システムを利用して、提出すること。

(4) 郵送による入札

令和 2 年 2 月 2 7 日（木）午後 4 時までに到着するように、入札書等を郵送（配達証明付書留郵便）すること。なお、郵送先は前記(1)の契約担当課に同じ。

(7) 持参による入札

入札公告の日から令和 2 年 2 月 2 7 日（木）午後 4 時までに入札書等を持参し、提出すること。なお、提出先は前記(1)の契約担当課に同じ。

イ 開札

令和 2 年 2 月 2 8 日（金）午前 9 時 3 0 分に広島市財政局契約部入札室（本庁舎 1 5 階）において開札する。

4 本件工事の内容に関する問合せ先

前記 3 (3)カ)の工事担当課に同じ。

5 本件工事の手續に関する問合せ先

前記 3 (1)の契約担当課に同じ。

6 その他

(1) 手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金は免除する。

イ 契約保証金を納付すること。ただし、利付国債若しくは広島市債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札書記載金額

落札者の決定に当たっては、落札者が電子入札システムに入札した金額又は入札書に記載した金額に、当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額（その額に 1 円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた額）を加算して得た金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入力し、又は記載すること。

(4) 入札の無効

入札参加条件を満たさない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札又は入札金

額が総額失格基準を満たしていない入札は無効とする。なお、総額失格基準の算定に用いる設計金額（税込み）の税率は 1 0 パーセントとする。

(5) 低入札価格調査報告書（工事費内訳明細書を含む。以下同じ。）

の作成及び提出

開札終了後、保留通知書を確認した後、最低入札価格提示者（電子入札システム又はファックスにより送信した保留通知書で、最低入札業者となった者）となった場合又はくじ引の結果、順番が 1 番となった場合において、調査基準価格を下回る入札をしたことが明らかとなったときは、低入札価格調査報告書を開札日（落札候補者決定の日）の翌日から起算して 5 日（広島市の休日を除く。）後の午後 5 時までに前記 3 (3)カ)の工事担当課へ紙により持参すること（表紙への押印は要）（電話連絡はしない。）。

なお、保留通知書を確認できなかった（見ていない）等により、所定の期限までに低入札価格調査報告書を提出しない者は当該入札を無効とする。

(6) 入札の中止

入札参加者の行為により、又は発注者の入札手續の誤りなどにより入札の公正性が損なわれていると認められたときは、入札を中止する。

(7) 落札者の決定方法

規則第 1 5 条第 1 項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の入札参加者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を後日落札者とすることがある。この場合において、当該工事に係る競争入札参加資格を有することの確認を受けた共同企業体のいずれかの構成員が開札日時から落札者の決定までの間に、広島市建設工事等に係る事前確認型一般競争入札実施要領第 9 条第 1 項第 1 号の規定のいずれかに該当することとなったときは、その共同企業体を行った入札を無効とする。

なお、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって有効な入札書の提出を行った者が 2 者以上ある場合は、原則として開札日の翌日に該当者がくじを引く方法によるくじ引を行い、落札者を決定する。ただし、入札会場に該当者が 2 者以上立ち会っている場合は、直ちにくじ引を行い落札者を決定することができる。

くじ引を行う場合において、くじを引くべき者が入札（開札）に立ち会っていないとき、くじ引を欠席したとき又はくじを引かないときは、入札事務に関係のない本市職員がその者に代わってくじを引くものとする。

(8) 資金的関係及び人的関係

ア 次の関係にある会社が、異なった共同企業体の構成員として本件工事の入札に重複して参加していないこと。

(7) 資金的関係に関する事項

① 親会社等と子会社等

- ② 親会社等が同一である子会社等
 - (イ) 人的関係に関する事項
 - ① 代表権を有する者が同一である会社等
 - ② 役員等に兼任がある会社等（一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人という。）を兼任している場合を含む。）
 - ③ 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等
 - (ウ) 複合的關係に関する事項
 - 前記(イ)及び(イ)が複合した關係にある会社等
 - (エ) その他（前記(イ), (イ)又は(ウ)と同視し得る關係が認められる場合）
 - ① 本店、支店等の營業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社等
 - ② 社員が他の会社等の事務や營業に関わっており入札の適正さが阻害されると認められる会社等
 - ③ 組合とその構成員
 - ④ 共同企業体とその構成員
 - ⑤ その他入札の適正さが阻害されると認められる会社等
- イ 前記アの(イ)から(エ)までのいずれかに該当することが判明した場合、關係のある者が本件入札に参加したときは、これらの者が構成員となっている共同企業体が行った入札を全て無効とする。ただし、1の共同企業体を除いて關係のある他の共同企業体が全て入札を辞退した場合は、残りの1の共同企業体は入札に参加できる。
- (9) 契約後の技術提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下（維持管理費等、完成後の経費の増加を含む。）させることなく、請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図等の変更について発注者に提案することができるものとし、提案を採用する場合には変更契約を締結する（契約後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式）。
 - (10) 手続における交渉の有無

無
 - (11) 契約書作成の要否

要
 - (12) 広島市議会の議決の要否

否
 - (13) 関連情報を入手するための照会窓口

前記3(1)の契約担当課に同じ。
 - (14) 競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

前記2(1)イに掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者も、前記3(5)により申請書等を提出することができるが、本件入札に参加するためには、開札の時において、平成31年2月26日付けの競争入札参加者の資格に関する公告（特定調達契約の競争入札に参加しようとする者に必要な資格及びその審査の申請手続等）の定めにより、当該競争入札参加資格の認定を受けていなければならない。

競争入札参加資格の認定を受けるためには、入札公告の日から令和2年2月4日（火）までの日（広島市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに前記3(1)の契約担当課へ競争

- 入札参加資格の認定に係る申請書及び添付書類を持参すること。
- (15) 復興係数等の適用

本件工事は、「平成30年7月豪雨の復興・復旧工事等における積算方法」により予定価格を算出している。

詳細は、前記3(2)に記載のアドレスから「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」→「公共事業の情報化と技術管理（技術管理課）」→「積算関係資料」→「積算基準（建設工事）」→「平成30年7月豪雨の復興・復旧工事等における積算方法」により確認すること。
- (16) 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Subject matter of the contract
 - Yoshijima District sewer line construction work 31-1
- (2) Date of tender submission and opening:
 - A. Tender submissions
 - 1) Time period for electronic submissions

From 8:30 AM, to 5:00 PM, on February 26, 2020, from 8:30 AM, to 4:00 PM, on February 27, 2020,
 - 2) Deadline for postal submissions (registered mail only)

4:00 PM, February 27, 2020
 - 3) Deadline for hand-delivered submissions

4:00 PM, February 27, 2020
 - B. Date and place of tender opening:

9:30 AM, February 28, 2020 in the Bidding Room, Contract Department, Finance Bureau, The City of Hiroshima (15 th Floor, Hiroshima City Hall)
- (3) Contact information

Construction Contract Division, Contract Department, Finance Bureau, The City of Hiroshima 6-34 Kokutaiji-machi 1-chome, Naka-ku, Hiroshima City 730-8586 Japan TEL 082-504-2280

落札等

落札者等の公告

令和2年1月17日

次のとおり落札者等について公告します。

広島市長 松井 一 實

- [掲載順序]
- ①契約担当部局の名称及び所在地 ②調達件名及び数量 ③調達方法 ④契約方式 ⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）

⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑧入札公告日 ⑨随意契約の場合はその理由 ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方式 ⑫予定価格（予定価格を落札決定後に公表する場合） ⑬調査基準価格（調査基準価格を落札決定後に公表する場合）

○ ①広島市財政局契約部物品契約課（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号） ②広島市電子調達システムに係る機器設備等提供及び運用管理業務 ③購入等 ④随意 ⑤1. 12. 9 ⑥日本電気(株)中国支社（広島市中区八丁堀16番11号） ⑦390, 610, 000円 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

○ ①広島市環境局業務部業務第一課（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号） ②広島市事業ごみ指定袋作成・在庫管理・受注配送業務 一式 ③購入等 ④一般 ⑤1. 11. 29 ⑥(株)ジョイ（呉市中央一丁目3番2号） ⑦1組当たり70, 2680円 ⑧1. 10. 17 ⑨最低価格 ⑩1組当たり92, 73円 ⑪1組当たり62, 00円

資 格

競争入札参加者の資格に関する公告

令和2年1月17日

令和2年度において、広島市及び広島市水道局が発注する物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（施設維持管理業務及び建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）等の競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請（随時受付）の手続等は、次のとおりです。

広島市長 松井 一 實
 広島市水道事業管理者 友 広 整 二

- 1 契約の種類及び登録種目
別表のとおり。
- 2 競争入札に参加しようとする者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 次のいずれかに該当すると認められた後3年（又は市長若しくは水道事業管理者が定めた期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため

- に連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当すると認められた後3年（又は市長若しくは水道事業管理者が定めた期間）を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 資格審査申請の時ににおいて広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
 - (4) 営業を行う上で法令に基づく許可、認可等を必要とする登録種目に申請する場合にあつては、その許可、認可等を受けている者であること。
 - (5) 広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録されている者でないこと。

- 3 申請の時期等
 - (1) 申請の時期
 - ア 受付期間
随時に受け付ける。
ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる市の休日を除く。
 - イ 受付時間
午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 申請の場所
 - ア 発注者が広島市の場合
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市財政局契約部物品契約課
 - イ 発注者が広島市水道局の場合
〒730-0011
広島市中区基町9番32号
広島市水道局財務課
 - (3) 申請書等の交付方法
広島市のホームページに掲載する。
- 4 申請方法等
 - (1) 申請方法
申請書等の提出書類は、前記3(2)の場所に持参するものとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。
 - (2) 申請書等の提出書類
 - ア 令和2・3・4年競争入札参加資格審査申請書（物品関係）
 - イ 契約実績調査票（物品関係）
 - ウ 取扱業務調査票（施設維持管理業務を除く役務に申請する場合）
 - エ 履歴事項全部証明書（法人が申請する場合）
 - オ 身分証明書及び誓約書（個人が申請する場合）
 - カ 印鑑証明書
 - キ 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

<p>ク 営業を行う上で法令に基づく許可、認可等を必要とする場合は、許可、認可又は登録等の証明書の写し</p> <p>ケ 財務諸表等</p> <p>コ 事業協同組合等で申請する場合は、前記の書類のほか次に掲げる書類</p> <p>(7) 定款</p> <p>(4) 組合員名簿</p> <p>(5) 役員名簿</p> <p>(6) 官公需適格組合証明書の写し（官公需適格組合が申請する場合）</p> <p>(7) 官公需共同受注規約（官公需適格組合が申請する場合）</p> <p>(8) 全組合員の財務諸表等（官公需適格組合が申請する場合）</p> <p>サ その他市長又は水道事業管理者が必要と認める書類</p> <p>(3) 申請書等の提出書類において用いる言語等</p> <p>ア 申請書については、日本語を用いるものとする。 その他の提出書類のうち外国語で記載しているものについては、その日本語の訳文を付記し、又は添付すること。</p> <p>イ 申請書等の提出書類のうちの金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。</p> <p>5 競争入札参加者資格の決定及び審査基準 競争入札参加資格については、申請書等の提出書類等に基づいて審査し、競争入札参加者資格の有無を認定した上で決定する。</p> <p>6 資格審査結果の通知 資格審査の結果は、文書（郵送）により通知する。</p> <p>7 競争入札参加資格の有効期間 資格が決定された時から令和4年12月31日までとする。 当該資格は、広島市の「物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱」第2条第3項及び「広島市水道局物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱」第2条第3項に定める追加受付に係る有効期間の開始の日の前日までは、特定調達契約に係るものにあつては特定調達契約に係る資格に、一般競争入札に係るものにあつては当該一般競争入札に係る資格に限るものとする。ただし、当該有効期間の開始の日以後は、この限りでない。 なお、前記2のいずれかの資格を有しないこととなった場合、申請書等に虚偽の記載をして不正に競争入札参加資格の認定を受けたことが判明した場合、又は廃業等により競争入札参加資格の辞退の申出があった場合は、当該競争入札参加資格を取り消すものとする。</p> <p>8 その他 競争入札参加資格の決定後、その申請事項に変更が生じた場合は、広島市財政局契約部物品契約課に競争入札参加資格審査申請書変更届を提出すること。</p> <p>別表</p> <p>【契約の種類及び登録種目】</p> <p>1 物品の売買、修繕及び製造の請負</p> <p>(1) 印刷・写真・広告 一般印刷、軽印刷、封筒、写真、複写、広告・看板、その他</p> <p>(2) 事務用品 文具、事務用機器、紙、印章、その他</p>	<p>(3) 機械器具 医療用器械器具、計測・理学機械器具、家電・視聴覚機器、作用機械器具、産業用機械器具、厨房機械器具、消防機械器具、その他</p> <p>(4) 車両・船舶・航空機 自動車、二輪・雑車、自動車部品、自動車修理、船舶・航空機、その他</p> <p>(5) 家具・装飾 スチール家具、木工家具、建具・畳、装飾・寝具、その他</p> <p>(6) 縫製 衣料品、皮革・ゴム・ビニール製品、帆布、その他</p> <p>(7) 薬品 医療用薬品、防疫・農業用薬品、工業薬品、その他</p> <p>(8) 燃料 石油製品、ガス・固体燃料、その他</p> <p>(9) 教育用品 学校教材具、図書、運動具、楽器、その他</p> <p>(10) 建材 土石・二次製品、セメント・二次製品、木材、鉄鋼、樹脂・ガラス、塗料、その他</p> <p>(11) 動植物 動物・植物、その他</p> <p>(12) 食品</p> <p>(13) 雑貨・百貨 時計・装身具、記念品、娯楽用品、荒物・雑貨、百貨店・総合商社、その他</p> <p>(14) 不用品の売払い</p> <p>(15) その他</p> <p>(16) 電力供給</p> <p>2 物品の借入れ</p> <p>(1) コンピュータ機器・システム</p> <p>(2) コンピュータ機器以外の機械器具</p> <p>(3) 車両・船舶</p> <p>(4) 仮設建物（物品に限る。）</p> <p>(5) 家具・装飾</p> <p>(6) 園芸用品</p> <p>(7) その他</p> <p>3 役務の提供</p> <p>(1) 検査・測定</p> <p>(2) 調査・研究</p> <p>(3) 計画策定</p> <p>(4) 広報・宣伝</p> <p>(5) 催事・展示</p> <p>(6) 情報処理（コンピュータ関連）</p> <p>(7) 建物附属設備・機械設備（施設維持管理業務に掲げているものを除く。）の保守点検・運転管理</p> <p>(8) 機械器具（建物附属設備、機械設備を除く。）の保守点検</p> <p>(9) 道路・公園等の維持管理</p> <p>(10) 河川・下水道等の維持管理</p> <p>(11) 運送・保管</p> <p>(12) 廃棄物の収集・運搬・処理、浄化槽の清掃・保守点検</p>
--	--

登録種目	申請に必要な許可・登録等
建築物清掃	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 4 5 年法律第 2 0 号)(以下「ビル衛生管理法」という。)第 1 2 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号の事業の登録
建築物空気環境測定	ビル衛生管理法第 1 2 条の 2 第 1 項第 2 号又は第 8 号の事業の登録
建築物飲料水水質検査	ビル衛生管理法第 1 2 条の 2 第 1 項第 4 号又は第 8 号の事業の登録
建築物飲料水貯水槽清掃	ビル衛生管理法第 1 2 条の 2 第 1 項第 5 号の事業の登録
建築物ねずみこん虫等防除	ビル衛生管理法第 1 2 条の 2 第 1 項第 7 号の事業の登録
常駐警備(特定調達契約は除く。)	警備業法(昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号)第 4 条の認定及び同法第 9 条の届出
機械警備(特定調達契約は除く。)	警備業法第 4 条の認定及び同法第 4 0 条の届出

- (13) クリーニング
- (14) 司法書士, 土地家屋調査士への依頼
- (15) その他

競争入札参加者の資格に関する公告

令和 2 年 1 月 1 7 日

令和 2 年度において, 広島市及び広島市水道局が発注する施設維持管理業務のうち, 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 3 7 2 号)の規定が適用される調達契約(以下「特定調達契約」という。)等の競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請(随時受付)の手続等は, 次のとおりです。

広 島 市 長 松 井 一 實
広島市水道事業管理者 友 広 整 二

- 1 契約の種類及び登録種目
別表 1 のとおり。
- 2 競争入札に参加しようとする者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 次のいずれかに該当すると認められた後 3 年(又は市長若しくは水道事業管理者が定めた期間)を経過していない者又はその者を代理人, 支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり, 故意に工事, 製造その他の役務を粗雑に行い, 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて, その公正な執行を妨げた者

- 又は公正な価格の成立を害し, 若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により, 契約の後に代価の額を確定する場合において, 当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当すると認められた後 3 年(又は市長若しくは水道事業管理者が定めた期間)を経過しない者を契約の履行に当たり代理人, 支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 資格審査申請の時ににおいて広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (4) 次に掲げる登録種目にあつては, 資格審査申請の時ににおいて社会保険(健康保険及び厚生年金保険)及び労働保険(労災保険及び雇用保険)に加入し, 保険料の未納がない者であること。(加入義務がある場合)

- ア 建築物清掃
- イ 常駐警備

- (5) 次に掲げる登録種目にあつては, 申請に必要な許可・登録等を有している者であること。
- (6) 広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録されている者でないこと。

3 申請の時期等

- (1) 申請の時期
 - ア 受付期間
随時に受け付ける。
ただし, 広島市の休日を定める条例(平成 3 年広島市条例第 4 9 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる市の休日を除く。
 - イ 受付時間
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

(2) 申請の場所

- ア 発注者が広島市の場合
〒 7 3 0 - 8 5 8 6
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市財政局契約部物品契約課
- イ 発注者が広島市水道局の場合
〒 7 3 0 - 0 0 1 1
広島市中区基町 9 番 3 2 号
広島市水道局財務課

- (3) 申請書等の交付方法
広島市のホームページに掲載する。

4 申請方法等

- (1) 申請方法
申請書等の提出書類は, 前記 3 (2) の場所に持参するものとし, 郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。
- (2) 申請書等の提出書類
 - ア 令和 2 ・ 3 ・ 4 年競争入札参加資格審査申請書(施設維持管理業務)

イ 契約実績調査票（施設維持管理業務）

ウ 履歴事項全部証明書（法人が申請する場合）

エ 身分証明書及び誓約書（個人が申請する場合）

オ 印鑑証明書

カ 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明

キ 営業を行う上で法令に基づく許可、認可等を必要とする場合は、許可、認可又は登録等の証明書の写し

ク 前記2(5)に掲げる許可、認可等の証明書の写し（前記2(5)に掲げる登録種目に申請する場合）

ケ 財務諸表等（個人の場合、確定申告書等）

コ 技術者資格免許等の写し及び当該技術者の雇用を証する書類の写し（「建築物清掃」又は「常駐警備」に申請する場合）

サ 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）及び労働保険（労災保険及び雇用保険）への加入並びに保険料の未納がないことを証する書類の写し（「建築物清掃」又は「常駐警備」に申請する場合）

シ 事業協同組合等で申請する場合は、前記の書類のほか次に掲げる書類

(7) 定款

(f) 組合員名簿

(g) 役員名簿

(e) 官公需適格組合証明書の写し（官公需適格組合が申請する場合）

(h) 官公需共同受注規約（官公需適格組合が申請する場合）

(k) 全組合員の財務諸表等（官公需適格組合が申請する場合）

ス その他市長又は水道事業管理者が必要と認める書類

(3) 申請書等の提出書類に用いる言語等

ア 申請書については、日本語を用いるものとする。

その他の提出書類のうち外国語で記載しているものについては、その日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書等の提出書類のうちの金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

5 競争入札参加者資格の決定及び審査基準

競争入札参加資格については、申請書等の提出書類等に基づいて審査し、競争入札参加者資格の有無を認定した上で決定する。

資格を有すると決定された者のうち、登録種目の「建築物清掃」及び「常駐警備」の資格を有する者については、別表2の経営状況等審査事項の審査数値に、別表3の政策的審査事項の審査数値を加算した総合点数により、別表4に掲げる等級に区分する。

6 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、文書（郵送）により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

資格が決定された時から令和4年12月31日までとする。

当該資格は、広島市の「物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱」第2条第3項及び「広島市水道局物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱」第2条第3項に定める追加受付に係る有効期間の開始の日の前日までは、特定調達契約に係るものにあつては特定調達契約に係る資格に、一般競争入札に係るものにあつては当該一般競争入札に係る資格に限るものとする。ただし、当該有効期間の開始の日以後は、この限りでない。

なお、前記2のいずれかの資格を有しないこととなった場合、申請書等に虚偽の記載をして不正に競争入札参加資格の認定を受けたことが判明した場合、又は廃業等により競争入札参加資格の辞退の申出があった場合は、当該競争入札参加資格を取り消すものとする。

8 その他

競争入札参加資格の決定後、その申請事項に変更が生じた場合は、広島市財政局契約部物品契約課に競争入札参加資格審査申請書変更届を提出すること。

別表1

【契約の種類及び登録種目】

施設維持管理業務

- (1) 建築物清掃
- (2) 建築物空気環境測定
- (3) 建築物飲料水水質検査
- (4) 建築物飲料水貯水槽清掃
- (5) 建築物ねずみこん虫等防除
- (6) 常駐警備（特定調達契約は除く。）
- (7) 冷暖房設備等の運転管理（常駐）
- (8) 自家用電気工作物の保守点検
- (9) 消防用設備の保守点検
- (10) 電話交換
- (11) 機械警備（特定調達契約は除く。）

別表2

経営状況等審査事項

【審査事項及び審査数値】

1 建築物清掃（特定調達契約）

〔掲載順序：項目、審査基準、審査数値〕

- (1) 当該種目における過去2年間の会社全体の平均売上高

5億円以上	: 40点
3億円以上5億円未満	: 32点
1億円以上3億円未満	: 24点
5千万円以上1億円未満	: 16点
5千万円未満	: 8点
売上なしの場合	: 0点
- (2) 自己資本額

2億円以上	: 10点
1億円以上2億円未満	: 8点
5千万円以上1億円未満	: 6点
1千万円以上5千万円未満	: 4点
1千万円未満	: 2点
マイナスの場合	: 0点
- (3) 流動比率

200%以上	: 10点
150%以上200%未満	: 8点
100%以上150%未満	: 6点
50%以上100%未満	: 4点
50%未満	: 2点
- (4) 営業年数

30年以上	: 10点
20年以上30年未満	: 8点
10年以上20年未満	: 6点
5年以上10年未満	: 4点
5年未満	: 2点
(5) 従業員数	
500人以上	: 10点
300人以上500人未満	: 8点
100人以上300人未満	: 6点
50人以上100人未満	: 4点
50人未満	: 2点
(6) 会社全体の有資格者数	
15人以上	: 20点
10人以上15人未満	: 16点
5人以上10人未満	: 12点
3人以上5人未満	: 8点
3人未満	: 4点
(7) 指名停止等の状況	
指名停止及び資格取消期間(1か月当たり)	: -0.7点
※1 流動比率の取扱い	
・ 流動資産(分子)が「0」の場合は、審査数値は0点とする。	
・ 流動負債(分母)が「0」の場合は、審査数値は10点とする。	
・ 流動資産(分子)及び流動負債(分母)が共に「0」の場合は、審査数値は0点とする。	
※2 指名停止等の期間の取扱い	
・ 資格認定日の属する年から過去3年間の期間において、指名停止等を行っていた状況に応じて算出する。	
・ 期間に1か月に満たない端数(日数)がある場合は、当該端数を切り捨てる。	
2 建築物清掃及び常駐警備(ともに特定調達契約は除く。)	
[掲載順序: 項目, 審査基準, 審査数値]	
(1)ア 当該種目における過去2年間の会社全体の平均売上高	
5億円以上	: 15点
3億円以上5億円未満	: 12点
1億円以上3億円未満	: 9点
5千万円以上1億円未満	: 6点
5千万円未満	: 3点
売上なしの場合	: 0点
イ 当該種目における過去2年間の広島市内の平均売上高	
3億円以上	: 25点
2億円以上3億円未満	: 20点
1億円以上2億円未満	: 15点
5千万円以上1億円未満	: 10点
5千万円未満	: 5点
売上なしの場合	: 0点
(2) 自己資本額	
2億円以上	: 10点
1億円以上2億円未満	: 8点
5千万円以上1億円未満	: 6点

1千万円以上5千万円未満	: 4点
1千万円未満	: 2点
マイナスの場合	: 0点
(3) 流動比率	
200%以上	: 10点
150%以上200%未満	: 8点
100%以上150%未満	: 6点
50%以上100%未満	: 4点
50%未満	: 2点
(4) 営業年数	
30年以上	: 10点
20年以上30年未満	: 8点
10年以上20年未満	: 6点
5年以上10年未満	: 4点
5年未満	: 2点
(5) 従業員数	
500人以上	: 10点
300人以上500人未満	: 8点
100人以上300人未満	: 6点
50人以上100人未満	: 4点
50人未満	: 2点
(6) 広島市内の有資格者数	
15人以上	: 20点
10人以上15人未満	: 16点
5人以上10人未満	: 12点
3人以上5人未満	: 8点
3人未満	: 4点
(7) 指名停止等の状況	
指名停止及び資格取消期間(1か月当たり)	: -0.7点
※1 流動比率の取扱い	
・ 流動資産(分子)が「0」の場合は、審査数値は0点とする。	
・ 流動負債(分母)が「0」の場合は、審査数値は10点とする。	
・ 流動資産(分子)及び流動負債(分母)が共に「0」の場合は、審査数値は0点とする。	
※2 指名停止等の期間の取扱い	
・ 資格認定日の属する年から過去3年間の期間において、指名停止等を行っていた状況に応じて算出する。	
・ 期間に1か月に満たない端数(日数)がある場合は、当該端数を切り捨てる。	
別表3	
政策的審査事項	
1 ISO9001の取得状況	
申請者が、基準日においてISO9001を認証取得している(ただし、広島市内の本店又は支店等が認証取得しているものに限る。)	: 1点
2 ISO14001若しくはISO14005の取得状況、又はエコアクション21の取得状況	
申請者が、基準日においてISO14001若しくはISO14	

005を認証取得している。又はエコアクション21の認証・登録を受けている。(ただし、広島市内の本店又は支店等が認証取得又は認証・登録しているものに限る。): 1点

3 障害者雇用の状況
申請者が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第43条第7項に基づく報告義務のある場合は基準日の直前の6月1日現在において、報告義務のない場合は基準日現在において、
(1) 障害者雇用率2.2%以上4.4%未満 : 1点
(2) 障害者雇用率4.4%以上 : 2点
なお、障害者雇用率は全て障害者雇用促進法の規定に基づく計算による。

4 子育て支援の取組状況
申請者が基準日において、以下のいずれか1つでも当てはまる。 : 1点
(1) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第4項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、届け出ている(労働者100人以下の事業所に限る。)場合若しくは同法第13条又は第15条の2の規定により認定(労働者101人以上の事業所)されている場合
(2) 基準日前5年以内に次のいずれかの表彰を受けている。
ア 内閣府が行う「子供と家族・若者応援団表彰」(旧「子ども若者育成・子育て支援功労者表彰」)(申請者が法人の場合、その代表者がこの賞を受賞している場合を含む。)
イ 広島市安全なまちづくり功労表彰

5 男女共同参画の取組状況
申請者が基準日において、基準日前5年以内に次のいずれかの表彰を受けている。 : 1点
(1) 内閣府が行う女性のチャレンジ支援策に基づく女性のチャレンジ賞、女性のチャレンジ支援賞、女性のチャレンジ賞特別部門賞(申請者が法人の場合、その代表者がこれらの賞を受賞している場合を含む。)
(2) 厚生労働省が行う均等・両立推進企業表彰
(3) 広島市男女共同参画推進事業所表彰

6 女性の職業生活における活躍の推進への取組状況
申請者が基準日において、次のいずれかに当てはまる。 : 1点
(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)第8条第7項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、届け出ている(常時雇用する労働者の数が300人以下の事業者)。
(2) 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定を受けている場合(常時雇用する労働者の数が301人以上の事業者)。

7 青少年の雇用の促進等への取組状況
申請者が、基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく認定を受けている場合 : 1点

8 「女性と若者が輝く企業」の認定状況
申請者が、基準日において、広島市長から「女性と若者が輝く企業」の認定を受けている場合 : 1点

9 広島市内在住の失業者の雇用状況
基準日前3年以内に、広島市内在住の失業者1人以上を正規従業員

員(雇用期間の定めのない契約で雇用される者とし、短時間労働者(週所定労働時間30時間未満)を除く。)として採用し、基準日現在、継続的に雇用している場合 : 1点

10 生活困窮者就労訓練事業への取組状況
申請者が、基準日において、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第16条第1項に基づく「生活困窮者就労訓練事業所」の認定を受けている。 : 1点

11 若者の就業支援への取組状況
申請者が、基準日前3年以内において、次のいずれかに当てはまる。 : 1点
(1) 地域若者サポートステーション事業実施要綱に基づく地域若者サポートステーション事業(厚生労働省が行う事業)として、市内に居住する若者無業者等を対象とした職場見学・就業体験を実施している場合
(2) 中学校等(広島市内に所在するもの)が実施する職場体験学習又は大学、短期大学若しくは高等学校等(いずれも広島市内に所在するもの)が実施するインターンシップを、1回以上受け入れている場合

12 暴力団離脱者の社会復帰支援事業の協力事業所への登録の状況
申請者が、申請日において公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている場合 : 1点

13 消防団活動への協力状況
申請者が、基準日において、広島市消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づく認定を受けている場合 : 1点

14 まちの美化活動への取組状況
次のいずれかの場合 : 1点
(1) 基準日前5年以内に、「広島市環境美化功労者表彰」を受賞している場合
(2) 基準日前1年以内に、本市の区域内の場所を対象として、「広島市まちの美化に関する里親制度」、「広島市クリーンボランティア支援事業」、「広島県アダプト制度」又は「国土交通省広島国道ボランティア・ロード」による清掃活動の実績がある場合
(3) 基準日前1年以内に、公共の場所(道路、歩道橋、河川、用排水路、公園等)で公共団体又は公共的団体による清掃活動に、事業所として2回以上参加した実績を有している場合

15 花と緑にあふれる美しいまちづくりの取組状況
基準日において、花と緑の広島づくりネットワークに現に登録しており、かつ、次のいずれかに該当する場合 : 1点
(1) 町内会、商店街等の地縁団体と協働して地域における花壇づくりに取り組んでいる場合
(2) 「広島市グリーンパートナー事業(協賛金に係るものを除く。)」に参加し、花壇の維持管理を行っている場合
(3) 「広島市ふれあい樹林事業」に参加し、緑地保全のための維持管理活動を行っている場合

別表4
【等級及び等級に対応する予定価格】
1 建築物清掃
[掲載順序:等級区分,審査数値総合点数,予定価格]
A:70点以上 :1,200万円以上

B：50点以上70点未満：300万円以上1,200万円未満

C：50点未満：300万円未満

2 常駐警備（特定調達契約は除く。）

〔掲載順序：等級区分，審査数値総合点数，予定価格〕

A：70点以上：1,700万円以上

B：50点以上70点未満：900万円以上1,700万円未満

C：50点未満：900万円未満

そ の 他

苦情処理に関する公表

令和2年1月17日

政府調達に係る苦情処理の受付及び処理の状況について，次のとおり公表します。

広島市長 松井 一 實

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間において，政府調達に係る苦情の受付はなかった。